

「高知市有機市民農園」利用案内

この市民農園は、有機栽培の体験を通して、市民の皆様には有機農業及び有機農産物への理解を深め、食の安全や環境保全への取組について関心を持っていただくとともに、地域間交流の促進や耕作放棄地の有効活用を図ることを目的として設置するものです。

そのため、この市民農園での栽培は、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことを基本としています。

この利用案内には、その他にも市民農園の特徴や利用するに当たっての注意事項などを記載していますので、これらの内容についてよくお読みになり、承諾した上でご利用ください。

1 利用対象者

申込み時点において高知市在住の方（グループ・法人可）で、原則として1世帯につき1区画とします。

2 利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（1年毎の更新で、最長で5年間利用できます。

ただし、年度途中から利用の場合は、その年度を含めた5年度間の利用となります。）

3 農園規模及び付帯設備

① 規模：48区画（1区画当たり50㎡） ※農園内には、ほかにモデル区画、学童農園有り

② 設備：灌水施設、駐車場（軽四で10台程度）、農具保管庫、掲示板、仮設トイレ

4 利用料及び納入方法

① 1年間 18,000円（1区画当たり） ※年度の途中から利用する場合は、月割り。

② 利用料は、指定された期日までに納入通知書により納入してください。

5 利用上の留意点

① 有機農業（農薬や化学肥料を使用しない栽培）を基本としています。

③ 有機農業の専門家による栽培サポート（技術指導やアドバイス）を無料で受けることができます。

（農園での栽培サポートは、火曜、木曜、土曜の午前10～12時です。ただし、木曜日は午前7～9時となる場合があります。予定変更がある場合は、農園内に掲示してお知らせします。）

③ 定期的に有機農業に関する栽培講習会を開催します。栽培講習会の予定は管理人が掲示板で周知します。

④ 農園の利用に際しては、利用者がお互いに尊重し合い、協力し合ってトラブルが発生しないように努めてください。

また、区画内に雑草が伸びますと、隣の区画の農作物を害したりすることもあります。作物を作らない時期でも雑草取りは行ってください。

【裏面へ続く】

- ⑤ 市民農園の近隣で農業をされている方とは、栽培方法が同じではありませんので、故意によらずに農薬の飛散等がある場合も想定されます。

6 禁止事項

- ① 建物や工作物（トンネルハウス、又は農具保管箱等は除く）を建築又は設置すること。
- ② 営利を目的として栽培すること。
- ③ 樹木及び永年性作物を栽培すること。
- ④ 利用区画以外への立入り、灌水施設の不正利用、ごみ投棄、不法駐車等、他の利用者又は近隣の住民に迷惑を及ぼすこと。
- ⑤ 廃物、汚物若しくは資材等の農作物栽培に必要なとしない物を、持ち込んだり土を持ち出したりすること。
- ⑥ 利用区画を転貸し、又は貸借権を譲渡すること。

7 契約の解除

次の場合に、契約を市から解除することがあります。

- ① 貸付対象農用地をその目的に従って使用しないとき。
- ② 上記6の禁止事項に該当するものがあるとき。
- ③ 利用区画を正当な理由なく耕作しないとき。
- ④ 利用料を指定期日までに納入しないとき。

8 利用の中止

ご都合により、農園の利用を継続できなくなった場合には「利用中止届」をご提出いただきます。書類は農林水産課にありますので、ご来庁していただくか、郵送も可能ですので、ご連絡ください。

9 返還

利用者は、利用期間が終了したとき、又は貸付契約が解除されたときは、速やかに利用区画を利用前の状態に戻して返還してください。また、倉庫の鍵も併せて返還してください。

10 損害賠償

- ① 市は、天災、病害虫、盗難その他の原因によって生じた農作物、資材等の損害について、その責任を負いません。
- ② 利用者が自らの責により、農園や周辺の土地を汚染したり、農園設備等を破損又は滅失したりしたときは、損害賠償を求められることがあります。

11 その他

- ① 農園内に持ち込んだ物や収穫後の野菜屑などは、必ず各自でお持ち帰りください。
- ② 利用区画や通路等の雑草等を除去し、農園内の美化と環境整備に努めてください。
- ③ 農園で行う利用者仲間や地域との交流事業（収穫祭、清掃活動等）に積極的にご協力をお願いします。